

第 編 その他

20 ~ 25 その他

22 直接国税犯則事件

22 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数

区 分	前年からの繰越未決件数		本年の起訴件数		計		計 の 内 訳					
	外	件	外	件	外	件	有罪件数	無罪件数	公訴権消滅件数	未決件数		
申告所得税	-	2	-	6	-	8	-	5	-	-	-	3
法人税	-	X	-	X	-	21	-	15	-	-	-	6
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	X	-	X	-	29	-	20	-	-	-	9

調査対象：国税犯則取締法に基づいて調査した直接国税犯則事件

調査期間：平成 16 年 1 月 1 日から平成 16 年 12 月 31 日まで

(注) 外書きは、控訴審において一審差戻しの判決があり、増加した未決件数を示す。

(2) 有罪事件に係る人員及び金額

区 分	懲役刑を科せられたものの人員	罰 金		
		人 員	金 額	
	人	内	人(社)	千円
申告所得税	5	5	5	63,500
法人税	11	-	15	307,600
その他	-	-	-	-
合 計	16	5	20	371,100

(注) 内書は、懲役刑が併科された人員数を示す。

(3) 有罪事件の犯則者違反行為別件数

申 告 所 得 税		法 人 税		そ の 他				
該当条項	件 数	該当条項	件 数	該当条項	件 数			
	外	件	外	件	外	件		
第 238 条	-	5	第 159 条	-	15	ほ脱犯規定	-	-
第 244 条	-	-	第 164 条	15	-	両罰規定	-	-
合 計	-	5	合 計	15	15	合 計	-	-

(注) 1 この表は、「22(1)起訴事件数」の「有罪件数」を違反行為の該当条項別に示したものである。

2 外書きは、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数を示す。

3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税を示す。